第三十三条第一項中「第二条第三項第二号」を「第二条第二項第二号」に改める。

第三十四条第二項及び第三十九条第三項中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める。

第四十条第一項及び第四十一条第一項中「第二条第三項第一号」を「第二条第二項第一号」に改める。

第四十六条第二項ただし書中「第二条第三項第二号」を「第二条第二項第二号」に改める。

第四十九条第一項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の下に「（昭和二十五年法律第百二十三号）」を加える。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　施行日前に、前条の規定による改正前の心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「旧医療観察法」という。）第三十条第一項の規定により旧医療観察法第二条第一項に規定する保護者がした付添人の選任で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、前条の規定による改正後の心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「新医療観察法」という。）第三十条第一項の規定により新医療観察法第二十三条の二又は第二十三条の三の規定により保護者となる者がした選任とみなす。

第十二条　この法律の施行の際現に旧医療観察法第二条第一項に規定する保護者により旧医療観察法第五十条、第五十五条若しくは第七十三条第一項の規定によりされている申立て、旧医療観察法第六十四条第二項若しくは第七十条第一項の規定によりされている抗告又は旧医療観察法第七十二条第一項若しくは第九十五条の規定によりされている請求は、それぞれ新医療観察法第二十三条の二又は第二十三条の三の規定により保護者となる者によりされた申立て、抗告又は請求とみなす。

（家事事件手続法の一部改正）

第十三条　家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に改める。

第百八十三条中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十条第二項第四号」を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第二十三条の二第二項第四号」に、「精神障害者の」を「同法第二条第二項に規定する対象者の」に改める。

第二編第二章第二十五節の節名を次のように改める。

第二十五節　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件

第二百四十一条第一項中「精神障害者」を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二条第二項に規定する対象者」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　保護者の順位の変更又は保護者の選任の申立てをした者は、その申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

別表第一の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に改め、同表の百三十の項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十条第二項ただし書」を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二条第二項ただし書」に改める。

（家事事件手続法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　旧法第二十条第二項ただし書又は同項第四号の規定による保護者の順位の変更又は保護者の選任の確定した審判（この法律の施行の際、旧法第五条に規定する精神障害者（以下この条及び次条において単に「精神障害者」という。）を旧医療観察法第二条第三項に規定する対象者（次条において単に「対象者」という。）とする旧医療観察法第三条第一項に規定する処遇事件（次条において単に「処遇事件」という。）が現に係属し、又は精神障害者に対する旧医療観察法による医療が終了していない場合における当該確定した審判に限る。）は、新医療観察法第二十三条の二第二項ただし書又は同項第四号の規定による保護者の順位の変更又は保護者の選任の確定した審判とみなす。

第十五条　旧法第二十条第二項ただし書又は同項第四号の規定による保護者の順位の変更又は保護者の選任の申立て（この法律の施行の際、精神障害者を対象者とする処遇事件が現に係属し、又は精神障害者に対する旧医療観察法による医療が終了していない場合における当該申立てに限り、この法律の施行前に当該申立てに係る審判が確定したものを除く。）は、新医療観察法第二十三条の二第二項ただし書又は同項第四号の規定による保護者の順位の変更又は保護者の選任の申立てとみなす。

（刑法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第五条のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十五条第一項の改正規定中「第二十五条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

附則第十五条のうち心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二条第三項第二号の改正規定中「第二条第三項第二号」を「第二条第二項第二号」に改める。

総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第四十八号

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　子の返還及び子との面会その他の交流に関する援助
　第一節　中央当局の指定（第三条）
　第二節　子の返還に関する援助
　　第一款　外国返還援助（第四条―第十条）
　　第二款　日本国返還援助（第十一条―第十五条）
　第三節　子との面会その他の交流に関する援助
　　第一款　日本国面会交流援助（第十六条―第二十条）
　　第二款　外国面会交流援助（第二十一条―第二十五条）
第三章　子の返還に関する事件の手続等
　第一節　返還事由等（第二十六条―第二十八条）
　第二節　子の返還に関する事件の手続の通則（第二十九条―第三十一条）
　第三節　子の返還申立事件の手続
　　第一款　総則
　　　第一目　管轄（第三十二条―第三十七条）
　　　第二目　裁判所職員の除斥及び忌避（第三十八条―第四十二条）
　　　第三目　当事者能力及び手続行為能力（第四十三条―第四十六条）